

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年1月 22 日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400142 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2400034 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 21 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 21 年 2 月から平成 25 年 4 月までの標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 21 年 2 月から平成 25 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 21 年 2 月から平成 25 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 21 年 2 月、平成 22 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から平成 23 年 5 月まで、同年 8 月、平成 24 年 9 月並びに同年 12 月から平成 25 年 2 月までの標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 21 年 2 月、平成 22 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から平成 23 年 5 月まで、同年 8 月、平成 24 年 9 月並びに同年 12 月から平成 25 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第 6 欄に掲げる上記第 1 の 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 平成21年2月1日から平成25年5月1日まで

私の年金記録で確認できるA社に勤務していた請求期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と実際に給与から控除された厚生年金保険料の金額が相違している。請求期間の給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、給与明細書及び請求者がA社からの給与が振り込まれたとするB銀行の預金通帳（以下「預金通帳」という。）により、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年2月から平成25年4月までの標準報酬月額については、給与明細書及び預金通帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成21年2月から平成25年4月までの期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、当該期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月からは年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成21年2月から平成25年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日までの期間について、給与明細書及び預金通帳により、別表の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成 21 年 2 月、平成 22 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から平成 23 年 5 月まで、同年 8 月、平成 24 年 9 月並びに同年 12 月から平成 25 年 2 月までの標準報酬月額については、給与明細書及び預金通帳により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる期間に該当する月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、請求者の平成 21 年 2 月、平成 22 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から平成 23 年 5 月まで、同年 8 月、平成 24 年 9 月並びに同年 12 月から平成 25 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる上記第 3 の 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る期間	オンライン 記録の 標準報酬月額 (訂正前)	報酬月 額に 見合う 標準報 酬月額	本来の 報酬月額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金保険 料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条 本文) 訂正後の 標準報酬 月額
平成 21 年 2 月	9 万 8,000 円		30 万円	26 万円	26 万円	30 万円
平成 21 年 3 月	9 万 8,000 円		30 万円	36 万円	30 万円	
平成 21 年 4 月 及び 5 月	9 万 8,000 円		30 万円	32 万円	30 万円	
平成 21 年 6 月	9 万 8,000 円		30 万円	38 万円	30 万円	
平成 21 年 7 月	9 万 8,000 円		30 万円	36 万円	30 万円	
平成 21 年 8 月	9 万 8,000 円		30 万円	34 万円	30 万円	
平成 21 年 9 月	9 万 8,000 円		32 万円	34 万円	32 万円	
平成 21 年 10 月	9 万 8,000 円		32 万円	36 万円	32 万円	
平成 21 年 11 月	9 万 8,000 円		32 万円	34 万円	32 万円	
平成 21 年 12 月 及び平成 22 年 1 月	9 万 8,000 円		32 万円	32 万円	32 万円	
平成 22 年 2 月	9 万 8,000 円		32 万円	34 万円	32 万円	
平成 22 年 3 月	9 万 8,000 円		32 万円	38 万円	32 万円	
平成 22 年 4 月	9 万 8,000 円		32 万円	36 万円	32 万円	
平成 22 年 5 月	9 万 8,000 円		32 万円	32 万円	32 万円	
平成 22 年 6 月から 同年 8 月まで	9 万 8,000 円		32 万円	36 万円	32 万円	
平成 22 年 9 月 及び同年 10 月	9 万 8,000 円		36 万円	34 万円	34 万円	36 万円
平成 22 年 11 月	9 万 8,000 円		36 万円	36 万円	36 万円	
平成 22 年 12 月 及び平成 23 年 1 月	9 万 8,000 円		36 万円	32 万円	32 万円	36 万円

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る期間	オンライン 記録の 標準報酬月額 (訂正前)	報酬月 額に 見合う 標準報 酬月額	本来の 報酬月額 に見合う 標準報酬 月額	厚生年金保険 料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金 特例法 訂正後の 標準報酬 月額	厚生年金 保険法 (75 条 本文) 訂正後の 標準報酬 月額
平成 23 年 2 月	9 万 8,000 円		36 万円	34 万円	34 万円	36 万円
平成 23 年 3 月	9 万 8,000 円		36 万円	22 万円	22 万円	36 万円
平成 23 年 4 月 及び同年 5 月	9 万 8,000 円		36 万円	34 万円	34 万円	36 万円
平成 23 年 6 月 及び同年 7 月	9 万 8,000 円		36 万円	36 万円	36 万円	
平成 23 年 8 月	9 万 8,000 円		36 万円	34 万円	34 万円	36 万円
平成 23 年 9 月	9 万 8,000 円		30 万円	34 万円	30 万円	
平成 23 年 10 月	9 万 8,000 円		30 万円	36 万円	30 万円	
平成 23 年 11 月 及び同年 12 月	9 万 8,000 円		30 万円	34 万円	30 万円	
平成 24 年 1 月	9 万 8,000 円		30 万円	32 万円	30 万円	
平成 24 年 2 月 及び同年 3 月	9 万 8,000 円		30 万円	36 万円	30 万円	
平成 24 年 4 月	9 万 8,000 円		30 万円	34 万円	30 万円	
平成 24 年 5 月から 同年 7 月まで	9 万 8,000 円		30 万円	36 万円	30 万円	
平成 24 年 8 月	9 万 8,000 円		30 万円	34 万円	30 万円	
平成 24 年 9 月	9 万 8,000 円		36 万円	32 万円	32 万円	36 万円
平成 24 年 10 月	9 万 8,000 円		36 万円	38 万円	36 万円	
平成 24 年 11 月	9 万 8,000 円		36 万円	36 万円	36 万円	
平成 24 年 12 月	9 万 8,000 円		36 万円	34 万円	34 万円	36 万円
平成 25 年 1 月 及び同年 2 月	9 万 8,000 円		36 万円	32 万円	32 万円	36 万円
平成 25 年 3 月 及び同年 4 月	9 万 8,000 円		36 万円	36 万円	36 万円	

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400165 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2400011 号

第 1 結論

昭和 60 年 4 月から平成元年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 2 月まで

私は、請求期間は大学生であり、父親が、私の国民年金の加入手続をして請求期間の国民年金保険料を納付していたはずだが、国の記録によると請求期間は未加入期間となっているので、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された 2 冊の年金手帳のうち「再交付平成 2 年 5 月 10 日」の押印がある年金手帳（以下「再交付の年金手帳」という。）には、厚生年金保険手帳記号番号（*）及び初めて被保険者となった日（平成元年 3 月 15 日）の記載はあるが、国民年金手帳記号番号及び初めて被保険者となった日の記載はない。また、請求者は、残りの一冊の年金手帳の交付時期は不明である旨陳述しているところ、当該年金手帳には、再交付の年金手帳と同じ厚生年金保険手帳記号番号及び初めて被保険者となった日が記載されている上、国民年金手帳記号番号（*）及び初めて被保険者となった日（平成元年 7 月 21 日）が記載されており、請求者に係る国民年金被保険者資格の新規取得年月日は、平成元年 7 月 21 日であることが確認できる。

また、A 市から提出された請求者に係る住民情報システムによると、請求者に係る国民年金被保険者資格の新規取得年月日は平成元年 7 月 21 日となっており、当該資格の取得処理、同年 10 月 16 日の同資格の喪失処理及び平成 2 年 7 月 21 日の同資格の再取得処理は、いずれも平成 3 年 9 月 12 日に行われていることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は同年 9 月頃に行われ、平成元年

7月21日に遡って同資格を取得したものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳及び住民情報システムと同様に、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は平成元年7月21日となっており、当該資格の取得処理、同年10月16日の同資格の喪失処理及び平成2年7月21日の同資格の再取得処理は、いずれも平成3年10月24日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金手帳記号番号は同年10月頃に払い出されたものと推認できる。

加えて、請求者は、請求期間において大学生であったと陳述しているところ、請求期間当時、20歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であり、任意加入被保険者は、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、前述のとおり請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点において、請求者は、昭和60年4月に遡って国民年金に任意加入することはできない。

これらのことから、請求期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の氏名（請求者が間違われたとする名前（漢字）を含む）及び生年月日により、社会保険オンラインシステムによる検索及び年金情報総合管理・照合システムによる請求期間を含む昭和60年1月1日から平成元年3月31日までの期間におけるB県管内を対象とする検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっておらず、当該加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことについて、請求者は、請求期間に同居していた請求者の母親が覚えている可能性がある旨陳述していることから母親に文書照会したが、母親は、覚えていないと回答している。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。